

平成23年9月5日 資料提供

【お問い合わせ先】

和歌山市手平2丁目1-2 和歌山ビッグ愛8F

和歌山県消費生活センター

担当 山中、掛田、石井 TEL 073-433-1551

儲け話にご注意

～あなただけ儲かる？ そんなうまい話はありません～

「電話勧誘や訪問販売で、業者から儲け話を持ちかけられお金を振り込んだが、業者と連絡がつかなくなってしまった。・・・」

このような儲け話でのトラブルの相談が、和歌山県消費生活センターに多数寄せられています。

業者は、商品の販売にあたって「必ず儲かる」「後で高く買い取る」などと言って、複数の業者が登場して投資欲をあおったり、公的機関の職員を装ったりして、商品の購入を勧めます。

また、未公開株や社債以外にも様々な商品を使ったあやしい儲け話が次々として出てきており、特に高齢者のトラブルが目立つことから、被害拡大防止のため情報提供します。

1. 未公開株・社債の相談が急増

*未公開株・社債に関する相談状況

内容	年度	H22		H23
		全体	4～7月	4～7月
相談件数		108	8	59
うち60歳以上		84	7	48
1件の平均契約額(万円)		674		476
1件の最高契約額(万円)		5,600		5,700

(1) 昨年のペースを上回る相談件数

未公開株及び社債に関する相談は、平成23年4～7月までに59件寄せられており、過去最高だった前年度の108件を上回るペースです。

前年度同時期8件と比べると7倍を超える相談件数となっております。

(2) 相談者全体の8割が60歳以上

60歳以上の年齢層からの相談は、48件で全体の約8割を占めています。

(3) 契約額は非常に高額

未公開株及び社債の1件当たりの平均契約額は、平成23年4～7月で476万円、最高契約額は5,700万円です。

(4) 相談事例

未公開株

5年前に電話で「未公開株を買わないか」と勧誘され、1株80万円で2株購入した。その後放置していたが、今年になって被害救済センターというところから電話があり、「うちは未公開株による被害救済をおこなっている公的機関だ」「登録手数料を振り込んでもらえれば取り戻した回収金を後日持参する」という。

そのような公的機関は、本当に存在するのか。

【被害回復型の勧誘】

過去に未公開株等を購入したことのある消費者に被害回復をうたい、新たな投資を誘います。

【公的機関装い型の勧誘】

金融庁や消費生活センターなど公的機関の名称をかたって消費者を安心させ、登録手数料等の名目で入金を求めます。

社債

A社から電話があり、「B社の社債が有望なので購入したら是非譲って欲しい」と言われた。先日B社のパンフレットが届いていたので、詳しい話を電話で確認したところ、配当がたくさんつき、元本も保証されるとの説明であった。

よく考えてみると怪しい話だと思うがどうだろうか。

【劇場型の勧誘】

複数の業者が登場し消費者の投資欲をあおります。

2. 新たな手口のあやしい儲け話が次々に出現

儲け話に使われる商品は、「未公開株」や「社債」ではありません。

最近では、これ以外にも「外国通貨」「医療機関債」「水源譲渡担保権」

「仏像の買取」など様々な商品が勧誘に使われています。

また、過去に「未公開株」や「社債」で投資被害にあった人に被害回復をうたい新しい投資を誘う「二次被害」や販売会社とは別の業者が権利や商品を高値で買い取るとあおる「劇場型」などの勧誘が目立ちます。

【次々に現れる新たな商品】

外国通貨（イラク、アフガニスタン通貨の両替）

医療機関債

水源譲渡担保権

仏像の買取

温泉付き有料老人ホーム利用権

金の採掘権 など

外国通貨

「イラク外貨と円を交換すると儲かる」という電話があった。

「選ばれた300人にしか勧めていない。今両替しておくで将来20倍から30倍に貨幣価値が上がる。希望すればすぐに円と交換する」と言われたので契約し、200万円を入金した。

しかし不安になり、昨日、円との交換を申し出たが、「今は交換出来ない」と断られた。騙された気がする。

医療機関債

業者が家に来て「奥さん、通帳を見せて」と言われたので、見せると、「だいぶ損していますね」と言われ、年利4%もある医療機関債を勧められた。夫の留守中に業者が来て2時間も居座られ、怖くなったので契約し、200万円を現金で支払った。

業者からは「家族には書類を隠すように」とも言われた。何か変だと思う。本当にこの医療機関はあるのか。医療機関債とは何なのか。

水源譲渡担保権

「水源の権利を購入しないか、購入できるのは選ばれた100人に限定されている。その中の1人に貴方が選ばれた」と電話があり、間もなくパンフレットが送られてきた。

後日、別会社を名乗る人から「水の譲渡担保権の100人に選ばれたと聞いた。我が社はその権利をほしいが、選ばれなかったので、ぜひともそのパンフレットを20万円で譲ってほしい。送られたパンフレットが本物かどうか、これから確認に伺う」と言われている。

信用してもいいか。

仏像の買取

心当たりのない業者から仏像のカタログが届いた後、別の骨董屋を名乗る業者から電話があり、「その仏像を購入しておいてほしい、そうすればそれ以上の金額で買取ると言われた。あまりのしつこさに根負けして約80万円の仏像を2体購入することにし、注文した。その後、家族に反対されたため、解約の申し出をしたが、業者に「限定販売だから断れない」と言われた。解約できないのか。

温泉付き有料老人ホーム利用権

他府県の温泉付き有料老人ホーム利用権のカタログが届いた。配当金が年6~8%つくようだ。

その後、別会社を名乗る男から電話がかかり、「1口につき2万円のお礼を付けるので2口購入して欲しい」と頼まれた。大丈夫だろうか。

金の採掘権

金の採掘権の購入勧誘電話があり、しばらくして封筒が届いた。

その後、別の業者から採掘権を持っているなら高く買取るとの電話があり、成約するまで人に相談しないように口止めされた。怪しい業者だ。

3. 消費者へのアドバイス

(1) 安易な儲け話はきっぱり断る

購入した商品の元本、利益は、保証されていません。

「必ず儲かる」「高値で買い取る」「あなただけ」「選ばれた」「残りわずか」などの言葉に惑わされてはいけません。

(2) 支払ったお金を取り戻すのは難しいので、あわててお金を支払わない

代金支払後、業者と連絡がつかなかったり、業者と連絡がついても解約に応じてもらえない場合があります。

(3) 過去に投資トラブルにあった人は特に注意

「損害を取り戻す」「被害救済を行っている」などと言って、過去に被害にあった消費者が狙われることが多いので注意してください。

(4) 高齢者のトラブルが多いので、家族や地域の方の見守り活動も重要

トラブルにあっていることを内緒にしていたり、騙されていることに気づいていない高齢者が少なくありません。トラブルに巻き込まれていないか、家族や地域で注意、見守りすることが大切です。

(5) 迷ったり、あやしいと思ったら、すぐに相談を

ひとりで悩まず、周りの人や市町村の相談窓口、消費生活センターに相談して下さい。